

「職務倫理の基本」の制定について(例規通達)

(平成12年2月2日)

(栃教第1号・栃務第2号・栃監第1号栃木県
警察本部長通達)

この度、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第1号)が制定され、1月25日に公布され、同日施行されたことに伴い下記により「職務倫理の基本」を全警察職員の行動の規範として実践、定着させ、もって県民の信頼と期待に応えることとしたので、実効のあがるよう努められたい。

なお、「警察職員の信条」の制定について(昭和59年10月12日付け栃教第1151号、栃務第1622号、栃監第843号)は廃止する。

記

1 制定の趣旨

最近、全国において不祥事案が相次いで発生し、国民の警察に対する信頼を著しく損なったところであるが、警察が国民から負託された任務を全うし、国民の信頼に応えるためには、警察職員一人一人が職務に係る倫理を保持し、厳正に職務を遂行する必要がある。このため、今般全国の警察職員に適用すべき職務倫理及び服務の基準が、国家公安委員会規則として新たに制定されたものである。

2 「職務倫理の基本」(第2条第2項)

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

3 「職業倫理」の呼称の廃止

従来、警察職員が保持すべき職務に係る倫理を「職業倫理」と呼んでいたが、この度、これが「職務倫理」として規定されたことに伴い、今後は「職業倫理」という呼称は用いず、「職務倫理」と呼ぶこととしたから留意すること。

4 「職務倫理の基本」の全警察職員への定着化

- (1) 「職務倫理の基本」を各所属、交番、駐在所、独身寮等の見やすい箇所に掲示すること。
- (2) 定期訓示、毎朝訓示等の機会をとらえ、いっせい唱和させるとともに、具体的な事例について検討させるなどして警察職員への浸透を図ること。
- (3) その他警察職員一人一人に定着させるために必要な各種方策を推進すること。

5 指導教養の実施要領

- (1) 職員は、この「職務倫理の基本」を単に知識として知っているだけでなく、一人一人が公私の場において無意識のうちにも自己の行動を律する「行動の規範」として実践すること。
- (2) 幹部は、適時適切な指導教養を行い、「職務倫理の基本」に反するような行為があった場合には、相互に戒め、助言し合うなどの気運を高め、それを定着させる方策を積極的に推進すること。

6 報告

本教養の推進状況は、毎月「普通教養実施状況報告書」により報告するものとするが、施策等は随時報告すること。